CFN の再発補償について

FIP の治療を、弊社指定の未承認薬（以下、CFN とする）を使用し、指定の方法に則り実施したにもかかわらず、再発した場合の補償について、下記の通り取り決めるものとする。
また、獣医師は善良なる医療従事者として、不正なく治療することを約束し、下記に明記していない事項に関しては、個別に協議し、取り決めるものとする。

【補償の前提条件】

１．FIP を発症し、CFN のみを治療薬として投与すること（他の類似薬を投与した場合、対象外とする）
２．84 日間の投薬期間中、指示通りの分量の CFN を毎日継続して投与すること
３．治療カルテの提出
　①患者の名前
　②飼い主の情報
　③FIP 診断の証明（治療診断を含む）
　④治療前の検査結果（血液検査、生化学検査、エコー検査、X 線検査の数値等）
４．治療開始日と終了日の治療記録
５．完治確認のための検査結果
６．補償対象は全タイプ（ウェット・ドライ・混合）とする

【再発の定義と適用範囲】

１．CFN の投薬による FIP 治療の終了後、6 ヶ月以内に発症したものを再発とし、それ以降に発症した場合は新規発症とする
２．弊社の指定ルート以外から CFN の仕入れを行っている動物病院は、再発補償の対象としない

【再発補償の対象認定と補償内容】

１．再発補償の対象認定は、上記の条件を満たした患者について、次の 2 点の書類の提出を受けて、弊社規定の審査の上、行うものとする
　①治療の経過が記された患者の治療カルテ
　②再検査の結果
２．再発補償の対象認定の可否は、審査書類を受領後、一週間内に決定する
３．認定決定後の補償は、当該患者の治療に必要な量の CFN を提供することにより行う